

教育資金贈与専用預金(愛称:エール)

(2023年4月1日)

| | |
|------------|--|
| 1. 商品名 | 教育資金贈与専用預金(愛称:エール) |
| 2. 商品・制度概要 | <p>○教育資金贈与専用預金(以下、本口座という)は租税特別措置法第70条の2の2の規定(この規定の関連法令や文部科学省および国税庁のQ&Aを含む。以下「法令等」という。)に基づく直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」(以下、本措置という)の適用を受けるための普通預金口座です。○本口座開設時に受贈者と当行で「教育資金管理契約(教育資金贈与専用預金に係る特約)」(以下、本特約という)を締結していただきます。○直系尊属(祖父母や父母の方等)からお孫さまやお子さま等(30歳未満の方に限ります)への教育資金贈与について、お孫さまやお子さま等1人につき1,500万円(内、塾や習い事等の法令等に定められた学校等以外に支払われた教育資金は500万円)を限度として本措置の適用が受けられます。○直系尊属と受贈者(本口座の預金者)の間で書面により贈与契約を締結し、2013年9月25日から2026年3月31日までの間(以下、適用期間という)に本口座を開設し、贈与者から取得した金銭を本口座に預入する必要があります。○教育資金の支払に充てた領収書等を所定の時期までにご提出いただく必要があります。○預金者の30歳の誕生日の前日等に、本特約等は終了し、その時点における本口座からの払い戻しに対する領収書等の提出が無かった金額および本口座の預金残額の合計金額は、本措置の対象外となります。なお、2023年4月1日以降に贈与により取得した資金について本措置の対象外となり贈与税が課されるときは、当該残高は、直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例の適用については、一般贈与財産とみなされます。</p> <p>【法令等で定める「学校等」】○学校教育法で定められた幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、大学院、高等専門学校、専修学校、各種学校、保育所、保育所に類する施設、認定こども園、外国の教育施設等。〈外国の教育施設〉〔外国にあるもの〕その国の学校教育制度に位置づけられている学校、日本の小学校、中学校又は高等学校と同等であると文部科学大臣が認定したもの。〔国内にあるもの〕インターナショナルスクール(国際的な認証機関に認証されたもの)、外国人学校(文部科学大臣が高校相当として示したもの)、外国大学の日本校、国際連合大学。</p> <p>【法令等で定める「学校等以外」】○学習(学習塾○家庭教師、そろばん、キャンプ等での体験活動など)。○スポーツ(スイミングスクール、野球チームでの指導など)。○文化芸術活動(ピアノでの個人指導、絵画教室、バレエ教室など)。○教養の向上のための活動(習字、茶道など)。(注)社会通念上相当と認められるものに限り。 (注)2019年7月1日以降、お孫さま等が23歳に達した日</p> |

| | | |
|----------------|--|---|
| | の翌日以後に支払われる場合、一部の用途は非課税措置の対象外となります。 | |
| 3. 申込受付 | 当行の本支店窓口 | |
| 4. 預金種類 | 普通預金 (注)口座開設時に別途教育資金管理契約を締結させていただきます。 | |
| 5. ご利用いただける方 | ○祖父母さま等の直系尊属の方から、書面による贈与契約を締結し教育資金の贈与を金銭で受けられた30歳未満の個人のお客さまで、贈与を受けた日が属する年の前年の合計所得が1,000万円を超えていない方 (注1.)当行では贈与契約書の作成事務に携わることはできません。 (注2.)本口座は受贈者さまお一人につき他の金融機関を含め1口座しか開設できません。また複数のご契約をされた場合は、最初に開設された口座を除き、課税の対象となります。 | |
| 6. 口座開設時に必要なもの | ①贈与契約書(原本) | 予め書面にて、贈与者さまと受贈者さまとの間で贈与契約を締結していただきます。 |
| | ②戸籍謄本や戸籍抄本等(原本) | 贈与者さまが受贈者さまの直系尊属であることを確認できるものが必要です。 |
| | ③教育資金非課税申告書(原本) | 申告書は店頭または当行ホームページにてご用意しております。 |
| | ④贈与資金 | 以下の方法でご用意、もしくは贈与者さまから開設した口座へ入金願います。 1. 現金 2. 既に当行にある受贈者さま(受贈者さまが未成年の場合は親権者さま等)の口座に贈与契約締結日以後あらかじめご入金して頂き、口座開設日に本口座へ振替える方法。この場合、受贈者さま(または親権者さま等)が既に当行にお持ちの口座のお通帳とお届けの印鑑をお持ち下さい。 |
| | ⑤受贈者さま、親権者さま等のお取引印鑑 | 口座開設時のご印鑑をご用意ください。受贈者さまが未成年の場合は親権者さま等のご印鑑も必要です。 |
| | ⑥受贈者さまの所得証明書 | 他のご家族等の扶養親族に入っておられず、かつ、贈与の前年に収入がある場合、以下の所得証明書類のうちいずれか1つをご用意ください。 源泉徴収票、住民税決定通知書、住民税決定証明書、給与証明書、確定申告書控(税務署受付印のあるもの)、納税証明書 |
| | ⑦受贈者さまのご本人確認書類(原本) | 受贈者さまのご本人確認書類をご用意ください。受贈者さまが未成年の場合は親権者さま等のご本人確認書類も必要です。 <ご本人確認書類の例> ○各種健康保険証(有効期限内) ○運転免許証(有効期限内) ○住民基本台帳カード(写真付○有効期限内) ○印鑑証明書(発行から6ヶ月以内) |

| | | |
|---|---------------------|---|
| | | ○住民票（発行から6ヶ月以内） ○住民票記載事項証明書（発行から6ヶ月以内） |
| | ⑧受贈者さまの個人番号確認書類（原本） | 以下のいずれかの書類をご用意ください。 ○個人番号カード ○「通知カードまたは個人番号が記載された住民票の写し等」+ 運転免許証等のご本人確認書類(※) ※写真付でないご本人確認書類の場合は、2種類の確認書類が必要です。 |
| 7. お預入方法 (1)お預入可能期間 (2)お預入方法 (3)お預入金額 (4)お預入単位 (5)お預入限度額 | | ○2013年9月25日～2026年3月31日 ○贈与契約締結日から2ヶ月以内の資金を対象とし、当行本支店の窓口で教育資金非課税申告書等の書類の提出と同時に預け入れいただきます。 (注)ATM、振込等の窓口以外のお金は取扱をいたしません。 ○10万円以上 ○1円単位 ○1,500万円(利息は預け入れ限度額に含みません) |
| 8. お引出し方法 | | ○預金者の教育資金の支払に充てる場合に払い戻します。 ○払戻方法は以下から口座開設時にお客さまにご選択いただきます。 【確認型】 お客さまが教育資金を支払いした後に、当該領収書等を当行に提出し、領収書等の金額を上限に窓口でお引出しいただく方法。領収書等の支払年月日は1年以内かつ、この預金口座開設後の日付のものが対象となります。 (注)キャッシュカード発行はできません。 【自由型】 お客さまが口座からお引出しをした後に教育資金を支払い、当該領収書等を当行に提出いただく方法。毎年1/1～12/31の間に教育資金の支払に充てた領収書等の原本を必ず翌年の3/15までに当行に提出いただきます。 お引出しは当行本支店窓口、キャッシュカードを発行した場合はATMでのお引出しも可能です。 (注1.) 選択した払戻方法は変更することはできません。 (注2.) 本預金口座から各種料金等の自動支払をすることはできません。 (注3.) 当行は本口座からの払戻金について、教育資金として使用されるかを確認・管理するものではありません。 (注4.) 領収書等提出時に「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」に関する領収書等明細一覧兼チェックシート(以下「領収書等明細一覧兼チェックシート」)も合わせてご提出いただきます(用紙は店頭、ホームページにてご用意しております)。 (注5.) 領収書等に記載された支払金額が1万円(税込)以下でかつ、その年中(1月1日から12月31日)における合計支払金額が24万円(税込)以下のものについて、領収書等に代えて「少額教育資金支払明細書兼チ |

| | |
|-----------------------------------|---|
| | <p>チェックシート」(以下「少額支払明細書」という)を提出することができます。</p> |
| <p>9. 領収書等の提出</p> <p>(1) 提出時期</p> | <p>【確認型】</p> <p>本口座からの払出時に、教育資金の支払に充てた領収書等の原本をご提出いただきます。</p> <p>【自由型】</p> <p>毎年1/1～12/31の間に教育資金の支払に充てた領収書等の原本は、領収書等に記載された支払年月日の翌年の3月15日までに、当行の本支店窓口にご提出いただきます。</p> <p>(注 1.) 本特約が終了した場合は、上記にかかわらず当該終了日の翌月末日までの提出となります。また本口座へ最初に預入した日より前の日付の領収書等の場合、本措置の適用対象外となりますのでご注意ください。</p> <p>(注 2.) 領収書等を紛失または上記期間に領収書等の提出を失念した場合、本措置の適用を受けられなくなりますのでお支払の都度ご提出することをお勧めします。</p> <p>(注 3.) 領収書等に記載されている支払年月日は本口座からの払戻しと同じ年に属しない場合、本措置の適用対象外となりますのでご注意ください。</p> |
| <p>(2) 提出方法</p> | <p>○「領収書等明細一覧兼チェックシート」をあらかじめご記入いただき、領収書等の原本とあわせて当行の本支店窓口にご提出ください。</p> <p>(用紙は店頭、ホームページにてご用意しております。)</p> |
| <p>(3) 領収書等の要件等</p> | <p>○領収書等とは、以下に該当する「領収書」や「支払の事実を証する書類」になります。</p> <p>(注 1.) 請求書は認められません。</p> <p>(注 2.) 領収書等に記載すべき事項は、支払年月日、金額、摘要、支払者、支払先の氏名、支払先の住所です。</p> <p>(注 3.) 専用口座開設日以降に支払われた費用が対象です。</p> <p>【学校等に関する費用】</p> <p>○入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費、教育充実費、修学旅行・遠足費、入学検定料、日本スポーツ振興センターの災害共済給付の共済掛金、PTA会費、学級会費、生徒会費、学校の寮費 など</p> <p>【学校等以外に関する費用】</p> <p>〈塾や習い事など、学校等以外に係る費用〉</p> <p>○月謝、謝礼、入会金、参加費など</p> <p>〈物品の販売店などに係る費用〉</p> <p>○学校等における教育に伴って必要であり、学校等が書面で業者を通じての購入者や支払いを保護者に依頼しているものを指します。</p> <p>○教科書・副教材、教科教材費(リコーダー・裁縫セット等)、学校指定の学用品費(制服、体操着、ジャージ、上履き、通学鞆等)、卒業アルバム代、修学旅行・自然教室等の校外活動費、給食費 など</p> |

| | |
|---|--|
| | <p>(注)年度や学期の始めに配布されるプリントや、「学校便り」「教科書購入票」等で、学校名、年月日、用途・費目が記載されていることが必要です。</p> <p>○通常の通学に使用する定期券代</p> <p>○留学渡航費</p> <p>○学校等に入学、転入学、編入学するにあたって必要となる転居に伴う交通費</p> |
| <p>10. 少額教育資金支払 明細書兼チェックシ ートの提出</p> <p>(1) 提出時期</p> | <p>○2015年1月1日以降に支払している費目について、2016年1月1日以降、随時提出が可能です。</p> <p>【確認型】 本口座からの払出時に、教育資金の支払に充てた「少額支払明細書」の原本をご提出いただきます。</p> <p>【自由型】 毎年1/1～12/31の間に教育資金の支払に充てた「少額支払明細書」の原本は、支払年月日の翌年3月15日までに、当行の本支店窓口にご提出していただきます。</p> <p>(注1.) 契約が終了した場合は、上記にかかわらず当該終了日の翌月末日までの提出となります。また本口座へ最初に預入した日より前の日付の「少額支払明細書」の場合、本措置の適用対象外となりますのでご注意ください。</p> <p>(注2.) 「少額支払明細書」の提出を失念した場合、本措置の適用を受けられなくなりますので、お支払の都度ご提出することをお勧めいたします。</p> <p>(注3.) 「少額支払明細書」に記載されている支払年月日は本口座からの払戻しと同じ年に属さない場合、本措置の適用対象外となりますのでご注意ください。</p> |
| <p>(2) 提出方法</p> | <p>○「少額支払明細書」をあらかじめご記入いただき、当行本支店窓口にご提出ください。(用紙は店頭、ホームページにてご用意しております。)</p> <p>(注)「領収書等」の持参は不要です。</p> |
| <p>(3) 「少額支払明細書」 の要件</p> | <p>○記載すべき事項は、支払年月日、金額、摘要、支払者、支払先の氏名、支払先の住所です。</p> <p>○1件の支払が1万円(税込)以下でかつ、その年中(1月1日から12月31日)における合計支払金額が24万円(税込)以下※となります。</p> <p>※専用口座を「開設した年」においては「2万円×その年における開設日以後の月数」が、「受贈者が30歳に達した年」においては「2万円×その年における30歳に達した日以前の月数」が、その年中における支払金額の上限となります。</p> |
| <p>11. お利息</p> <p>(1) 適用利率</p> | <p>○普通預金利率(毎日店頭表示いたします)を適用します。金利情勢により変動</p> |

| | |
|--|---|
| <p>(2)利払方法</p> <p>(3)計算方法</p> <p>(4)税金</p> <p>(5)金利情報の入手方法</p> | <p>します。</p> <p>○毎年2月と8月の当行所定の日及び解約時にお支払いします。</p> <p>○毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円、1年を365日とした日割により計算します。</p> <p>○2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間のお受取に際し、20.315%(所得税および復興特別所得税15.315%、住民税5%)の税金が源泉徴収され、源泉分離課税となります。</p> <p>障害者等の少額預金利子の非課税制度の対象となるお客さまは、マル優のお取扱いも可能です。</p> <p>○金利は店頭または当行ホームページにてご確認ください。</p> |
| <p>12.本口座の解約 (本特約の終了)</p> | <p>以下のいずれか早い日に教育資金管理契約は終了となり、本預金口座はただちにご解約いただきます。</p> <p>①預金者が30歳に達した場合。</p> <p>(注)ただし、預金者(お孫さま等)が2019年7月1日以降に30歳に達した場合、学校等への在学等を条件に、最長で40歳に達する日までご利用いただけます。</p> <p>②預金者が死亡した場合。</p> <p>③教育資金管理契約に係る預金残高が0となり、預金者と当行の間で契約終了の合意があった場合。</p> <p>④上記の他、普通預金規定等に基づき解約した場合または、所定の本特約違反の場合にも本特約は終了することがあります。</p> |
| <p>13. 贈与者さまがお亡くなりになった場合</p> | <p>契約期間中に贈与者(祖父母さま等)がお亡くなりになった場合、かつ、贈与を受けた資金について非課税措置の適用を受けたことがある場合は、そのお亡くなりになった日の管理残額(※)について、預金者(お孫さま等)が祖父母さま等から相続または遺贈により取得したものとみなされ、相続税の課税対象となります。</p> <p>*2019年4月1日～2021年3月31日に贈与により取得した資金に対する「管理残額」とは、教育資金の支払いに充てられなかった残額のうち、祖父母さま等のお亡くなりになった日から3年以内に取得した資金の価額に対応する残額のことを指します(相続税額の2割加算の対象となりません)。</p> <p>*2021年4月1日以降に贈与により取得した資金に対する「管理残額」とは、教育資金の支払いに充てられなかった残額のことを指します(相続税額の2割加算の対象となります)。</p> <p>○上記の取扱いは、お孫さま等が23歳未満である場合、学校等に在学している場合には適用されません。</p> <p>(注)2023年4月1日以降の贈与分かつ当該贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の合計額が5億円を超えるときを除きます(相続税の課税対象となります)。</p> <p>○祖父母さま等が亡くなられた場合、お孫さま等は速やかに当行の口座開設</p> |

| | |
|--------------------------------|--|
| | <p>店の窓口までお知らせください。</p> <p>○教育費用のために支出した金額を確定するために、お孫さま等は祖父母さま等のお亡くなりになった日以前に支払われたことを証する未提出の領収書がある場合は、速やかに当行窓口までご提出ください。</p> |
| 14. 手数料 | <p>管理手数料 22,000 円(消費税込)を本口座開設時に申し受けいたします。また、本口座に預け入れする際の振込み手数料や教育資金の支払に充てる際の振込み手数料、口座の通帳及びキャッシュカードの再発行手数料、ATM の時間外手数料は所定の手数料がかかります。</p> |
| 15. 預金保険 | <p>○預金保険制度の対象となり、同制度の範囲内で保護されます。くわしくは窓口におたずねください。</p> |
| 16. 当行が契約している指定紛争解決機関(金融ADR機関) | <p>○一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p> <p>※お取引についてのトラブル等は、上記ADR機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用が可能です。金融ADR制度とは、金融分野における裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず民事上の紛争を解決しようとする当事者のため、行政庁が指定・監督する中立・公正な紛争解決機関(金融ADR機関)が関与して、その迅速・簡便・柔軟な解決を図る制度のことで。</p> |
| 17. その他 | <p>○婚姻等、法令による氏名変更を除き口座名義を変更することはできません。</p> <p>○預金の譲渡・担保提供をすることはできません。</p> <p>○本口座は総合口座、ローンの返済用口座、北洋ダイレクトや clover の決済口座等、教育資金管理以外の口座としてご利用することはできません。</p> <p>○氏名・住所等、教育資金非課税申告書等にて申告頂いた内容に変更があった場合は、直ちに教育資金非課税異動申告書を提出いただきます。</p> <p>○当行所定の事由等により、受贈者が本措置の適用を受けられなかったことによる損害等については当行は責任を負いません。</p> <p>○本措置の法令や税務上のお取扱は税務署もしくは税理士、教育資金や学校等範囲についてご不明な点がある場合は、文部科学省または税理士にご確認ください。</p> |